

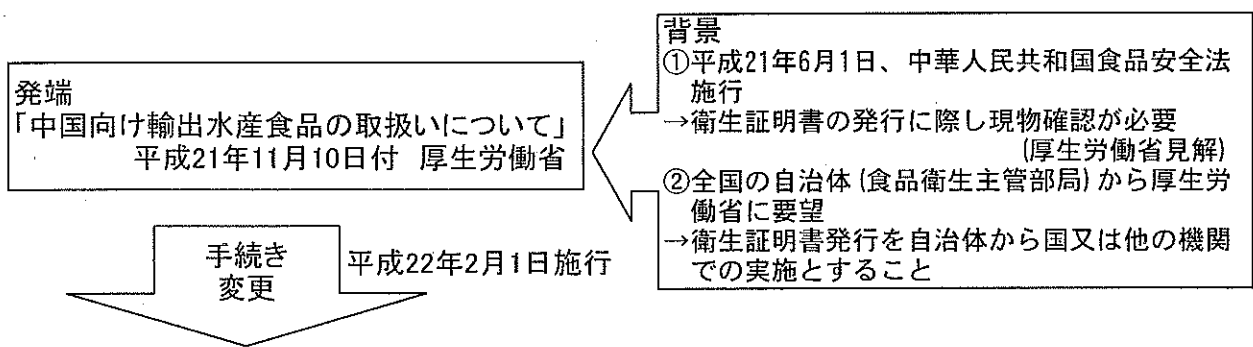
53 中国向け水産物輸出に係る手続きの見直しについて

【厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

中国向け水産食品の輸出が今後とも継続的に発展可能となるよう、手続きについて次のとおり見直すこと

- 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とし、その取扱は、試験成績書に係る検査項目や冷凍加工品の有効期限等改善された点は除き、改正前の旧通知の方法によること



主な変更点

- ①衛生証明書の発行機関・・・地方自治体での実施を廃止。
【従来】自治体
↓
【改正後】民間認定機関
- ②衛生証明書発行にあたり、毎回の官能検査(現物確認)を付加
【従来】試験成績書(鮮魚は年1回、加工品は半年に1回検査)をもとに輸出の都度発行。
↓
【改正後】証明書発行機関が輸出の都度、毎回現地で官能検査(現物確認)を行い発行。

問題点(平成21年11月10日付厚生労働省文書で発生した課題)と対応結果

- ①本県内での証明書発行機関について、取扱いの施行日である2月1日には間に合わず、体制整備に一定の期間等が必要
→関係者で、鮮魚について、施行日の延長を要望し、体制整備に係る時間を確保
- ②証明書発行(検査含む)に時間を要し鮮魚輸出に間に合わない懸念
→輸出者・検査機関・県・市が一体となった管理体制を構築し、輸出の都度の官能検査を省略可能とし、その後(平成22年9月)に毎回の官能検査は輸出者の責任となった。
- ③毎回の官能検査(現物確認)による検査料・旅費等、輸出業者の新たな負担が発生(平成22年9月以降は証明書発行期間による毎回の官能検査は省略可能となった。)
→当面の間(最長2年)、県が証明書発行機関の体制整備に支援(県内輸出業者の負担軽減)

残された問題点

- 本県では、証明書発行機関は長与町に1機関あるのみであり、近隣に証明書発行機関がない地域(県北部や離島)から鮮魚等を輸出する際、衛生証明書の発行が輸出に間に合わないおそれがある。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 国は、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」で、農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする旨の目標を掲げ、輸出促進の取組支援を行っております。
- ・ また、本県では、水産物の新たな販売先の確保による適正な魚価の形成と漁業生産体制を維持強化するため、平成19年に「長崎県水産物輸出戦略」を策定し、水産物輸出を強力に推進しているところです。
- ・ このような中、平成21年11月に厚生労働省から、水産物輸出の手続きの変更等が県及び関係団体に通知され、平成22年2月1日から運用されています。
- ・ 本制度改正は、輸出実態に即しない内容であり、中国へ水産物輸出を希望する者のうち、近隣に証明書発行機関がない者にとっては、手続きに時間がかかり輸出の妨げとなります。
- ・ このため、国に対し、関係団体が行う中国向け水産物輸出が今後も継続的に発展可能となるよう、手続きの見直しについて要望します。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 現在、長崎魚市場からの鮮魚輸出については、近隣に県内唯一の証明書発行機関を利用し、中国向け輸出を継続しておりますが、その他の地域から中国向け鮮魚輸出を行う場合、最寄りに証明書発行機関がないため、証明書の発行が輸出に間に合わないおそれがあり、輸出促進の妨げとなります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とするよう「取扱い」の改正を要望します。なお、官能検査の取扱いについては、改正前の旧通知の方法によることを望みます。ただし、今回の改正で改善された、試験成績書に係る検査項目の削減や冷凍加工品の有効期限延長等は改正された取扱いのとおりとするよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

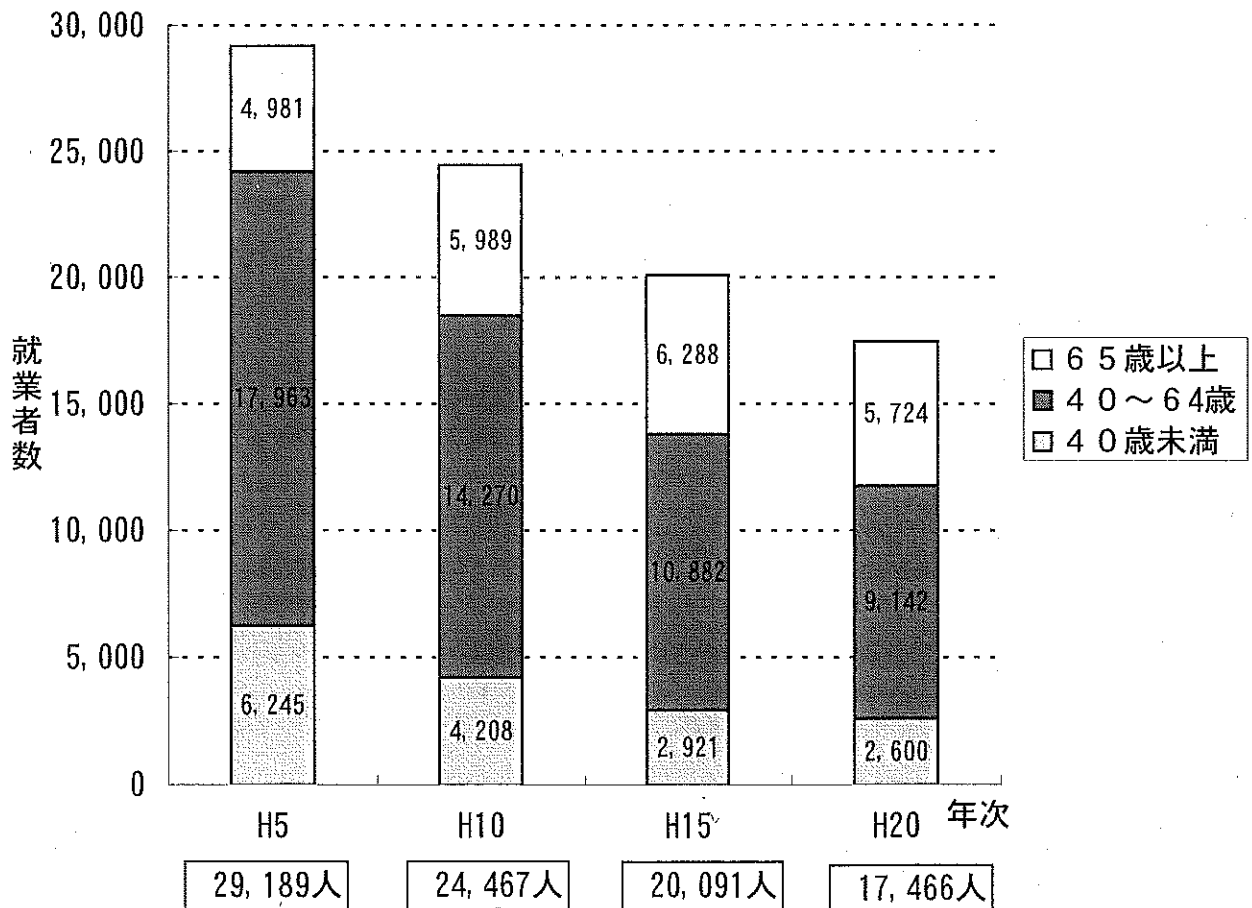
- ・ 中国向けに水産物を輸出する者或いは輸出を希望する者に対し、最寄りの保健所等で衛生証明書の発行が可能となるため、輸出促進による販路確保の取組により、販売量増加や魚価の安定による生産者への裨益も期待されます。

【提案・要望の具体的内容】

漁業就業者数の減少及び高齢化が進む中、新規漁業就業者の確保・育成は緊急かつ重大な課題である。しかしながら、漁業を始める際の初期費用は高額で、安定的な収入を得るにはかなりの経験年数が必要であり、就業者減少に歯止めがかからないのが現状である。

よって、新規漁業就業者を総合的に支援する制度を早急に創設すること

長崎県漁業就業者数の推移



長崎県における新規就業者数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新規就業者数(人)	145	169	110	134	147	146

【1 生活の安定について】

○新規就業希望者の漁業技術習得研修中及び着業後の生計安定を図るための補助制度とは

雇用情勢等の悪化から、漁業就業への関心が高まっていますが、漁業は自然条件の影響を受けやすく、また、漁業技術の習得には時間がかかることから、収入が不安定になりがちです。

このため、漁業技術習得研修中や着業初期の生活費等を支援することにより、円滑な就業・定着を促進することが重要と考えます。

○その創設とは

長崎県では就業定着の意欲と能力があると市町が認める者に対し、市町が漁業技術研修期間中の生活費を支援（15万円/月、生計を一つにする場合10万円/月、最大24ヶ月）する単独の補助制度（県補助率1/2以内）を設けており、平成22年度末までに52名が利用しています。全国的に漁業就業者が減少する中、国が進める新規就農対策と同様に、漁業就業初期の不安定な生活を緩和するため、研修中（2年以内）や着業後（5年）の生活費等を支援する制度の創設を提案するものです。